

岩手県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和7年11月7日

岩手県選挙管理委員会
委員長 吉 田 瑞 彦

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人さんさ盛岡さんさ病院	盛岡市館向町4番8号	令和7年10月29日